

第 1 号様式（第 2 条第 1 項関係）

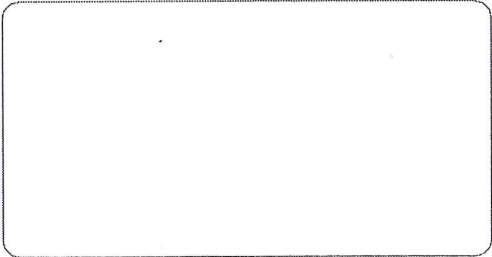
納税通知書（表）

（表面1, 2枚目）

年度 国民健康保険税 納税通知書

保険証番号	
通知書番号	

下記のとおり決定しましたので、それぞれの納期に納めてください。



※口座振替の場合は下記口座から振替させていただきます。

金融機関名		
口座種別	振替区分	口座番号
口座名義人		

※個人情報保護のため、口座番号の12桁を表示しておりません。

保険税年税額	
--------	--

※明細は別紙のとおりです。

※この納税通知書は「世帯主」宛にお送りしています。世帯主が社会保険等に加入している場合も同様です。
※納税時高齢者加入の方は組合長さんへ、口座振替利用の方はご依頼の金融機関宛に納付書を送付しますので、ご了承ください。
（※お願い 納付書は、直接電子計算機で処理しますので汚したり、折り曲げたりしないでください。）

期別	納期限	納付額	納期
1期			平成 7年 7月 1日から 7月 31日まで
2期			平成 7年 8月 1日から 8月 31日まで
3期			平成 7年 9月 1日から 9月 30日まで
4期			平成 7年 10月 1日から 10月 31日まで
5期			平成 7年 11月 1日から 11月 30日まで
6期			平成 7年 12月 1日から 12月 31日まで
7期			平成 7年 1月 1日から 1月 31日まで
8期			平成 7年 2月 1日から 2月 28日まで
第1期			
第2期			

納期	徴収額
平成 7年4月の年金から	
平成 7年6月の年金から	
平成 7年8月の年金から	
平成 7年10月の年金から	
平成 7年12月の年金から	
平成 7年2月の年金から	

保険税納付方法等		
徴収方法		
特別徴収	特別徴収者	
特別徴収	特別徴収対象年金	
特別徴収	特別徴収対象年金額	

（特別徴収の方へ、9年度の徴収額のご紹介）
9年度の4月、6月、8月は、特別徴収徴収額として
9年2月と同額が引き落とされます。

（裏面1、2枚目）

課税の根拠等について

1 課税の根拠

この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに富岡町国民健康保険税条例第1条の規定により課税されたものです。

2 納税義務者

国民健康保険の一般被保険者である世帯主及び国民健康保険法第8条の2に規定する退職被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者ではないが、世帯内に国民健康保険の被保険者を有する世帯主をいいます。（世帯主とは、主としてその世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表するものとして社会通念上妥当と認められる者をいいます。）

3 擬制世帯

世帯主が国民健康保険の一般被保険者及び退職被保険者ではないが、世帯内に国民健康保険の一般被保険者及び退職被保険者がいる場合、その世帯を擬制世帯といい、その世帯主を擬制世帯主といいます。ただし、擬制世帯主についての所得割額、資産割額及び均等割額は、課税されません。

4 課税の基礎資料及び税額の算定

国民健康保険税は、医療給付費分（医療分）、後期高齢者支援金及び介護保険納付金（介護分）の合算額です。

それぞれ所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額を合計し算出します。

- (1) 所得割額は被保険者の前年度の総所得金額及び山林所得金額並びに長期、短期譲渡所得金額に係る事業所得等の金額の合算額から所得者ごとに33万円の基礎控除をした後の金額に医療・支援金・介護のあん分率を乗じて算定します。
- (2) 資産割額は、被保険者の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額にあん分率を乗じて算定します。
- (3) 均等割額は、被保険者数にあん分率を乗じて算出します。
- (4) 平等割額は、一世帯あたりの金額です。

※ 介護分は40歳以上65歳未満の被保険者がいる世帯に課税されます。

※ 国民健康保険税の課税限度額は、医療分 万円、後期高齢者支援金分 万円、
介護分 万円の合計 万円です。

5 退職被保険者

退職被保険者の課税のしくみは一般被保険者と同じですが、同一世帯内に退職被保険者、一般被保険者がいる場合、その世帯の保険税額は合計したものが賦課されます。

(裏面3、4枚目)

6 税金を納期限までに完納しなかった場合

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%（納期限翌日から1月を経過する日までの期間については年4.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過するときにおける基準割引率及び基準貸付利率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合「当該基準割引率及び基準貸付利率+4%」）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を納めなければなりません。

ただし、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は、その全額が2,000円未満であるときは、その端数金額、又は、その全額を切り捨てます。以上により計算した延滞金に100円未満の端数があるとき、又は、その全額が1,000円未満であるときは、その端数金額、又は、その全額を切り捨てます。

7 不服申立

この納税通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に町長に異議の申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後に、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富岡町を被告（町長が被告の代表者となります。）として提起することができます（ただし、その期間内であっても、処分の日から1年を経過すると提起することができなくなります）。

なお、次のいずれかに該当する場合は、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

◎ 税金は納期限内に納めましょう！

◎ 口座振替制度を御利用下さい！

※ お 願 い

- 1 本書はこの税金について、8期分（随時分含む）共全部納付するまで使うことになりますから大切に保管して下さい。
- 2 各納期ごとの税金を納付するときは、本書を御持参下さい。
- 3 領収証書は、5年間保存して下さい。

☆普通徴収の税金を納める場所……

問 い 合 わ せ の 窓 口	電 話 番 号

第 1 号様式 (第 2 条第 1 項関係)

国民健康保険税 納付書兼納付済通知書 (表)

年度 国民健康保険税 納付書兼納付済通知書		富岡町 富岡町 市区町村コード 075434	
富岡町会計管理者様			
下記のとおりに納付いたしましたので通知します。			
富岡町会計管理者様			
納付額			
円			
賦課年度 対象年度 期 別			
税 目			
通知書番号			
延滞金			
合計			
納 期 限			
氏 名			
領 収 日 付 印			
C V S 収 納			
収納代行 地銀ネットワーカーサービス株式会社 (CNS)			
(富岡町/コンビニ本部控)			

富岡町 富岡町 市区町村コード 075434		年度 国民健康保険税 納付書	
富岡町会計管理者様			
加入者名			
賦課年度 対象年度			
税 目			
通知書番号			
期 別			
氏 名			
氏 名			
税 額			
延滞金			
合計			
納 期 限			
領 収 日 付 印			
富岡町 富岡町 市区町村コード 075434			
(金融機関/コンビニ店舗控)			
収納代行 地銀ネットワーカーサービス株式会社 (CNS)			

富岡町 富岡町 市区町村コード 075434		年度 国民健康保険税 領収証書	
富岡町会計管理者様			
加入者名			
通知書番号			
対象年度 期 別			
氏 名			
氏 名			
税 額			
延滞金			
合計			
納 期 限			
領 収 日 付 印			
収入印紙不要 (納付者印)			
本表のとおり納付しました。			
収納代行 CNS			

国民健康保険税 納付書兼納付済通知書 (裏)

納付の場所について

○富岡町指定金融機関等
東邦銀行
大東銀行
福島銀行
あぶくま信用金庫
相双五城信用組合
ふたば農業協同組合
東北労働金庫

○コンビニエンスストア
エフワン、MMK設置店、くらしハウス、
コスタ、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スバー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーゾオン、セブンイレブン、ダイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ、イリノストア、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキエスナルバートチェーンショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ローソンストア100、ローソンストア
(コンビニエンスストアでは、納期限を超過した納付書はお取扱いきない場合があります。)

(コンビニエンスストア支払い時のご注意)
・納付済通知書、納付書、領収証書は切り取らずにご持参ください。
・金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。
・バーコードがないものはコンビニエンスストアでは納付できません。
・バーコードが印刷されていても読取ができないものは、コンビニエンスストアでは納付できません。

※コンビニエンスストアは、富岡町に代わって料金を代理受領します。

◎お問い合わせ
富岡町 郡山事務所 電話:0120-33-6466

◎お問い合わせ
富岡町 郡山事務所
電話:0120-33-6466

◎お問い合わせ
富岡町 郡山事務所
電話:0120-33-6466